

会 議 録

会議の名称	第 1 1 回白岡市参画と協働のまちづくり審議会
開催日	平成 2 8 年 3 月 3 0 日（水）
開催時間	午後 3 時 から 午後 5 時 1 0 分 まで
開催場所	白岡市役所 庁舎 4 階 会議室 4 0 4
会長の氏名	内山欣春
出席者（出席 委員）の氏名・ 出席者数	内山欣春、渡部 勲、神田芳晃、東川 勲、南 宣男、長谷川 博、 弓木和子、池澤照江、嶋津哲夫 9 人
欠席者（欠席 委員）の氏名・ 欠席者数	五十嵐泰子 1 人
説明員の職・ 氏名	市民生活部 部長 野口仁史 地域振興課 課長 河野 彰 地域振興課 課長補佐 大谷昌司 地域振興課 主査 市民協働担当 内田英俊 地域振興課 主任 市民協働担当 森島直希
事務局職員の 職・氏名	市民生活部 部長 野口仁史 地域振興課 課長 河野 彰 地域振興課 課長補佐 大谷昌司 地域振興課 主査 市民協働担当 内田英俊 地域振興課 主任 市民協働担当 森島直希
その他会議出席 者の職・氏名	傍聴者 2 人
会議次第	1 開会 2 挨拶 3 会議事項 (1) 自治基本条例推進計画（仮称）について (2) 市民参画計画について (3) 今後のスケジュール（案） (4) その他

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発言内容 ・ 決定事項
事務局	1 開会 河野地域振興課長の進行により会議が開会した。 2 挨拶 内山会長から挨拶がなされた。 3 会議事項 (1) 自治基本条例推進計画（仮称）について 事務局から資料について、説明がなされた。 （質疑） 修正がなされた箇所、御意見、御質問等がございましたらお願いします。 第2章の市民では、「環境を醸成する必要があります」と修正されたことは大変結構だが、どのように醸成するのか具体論を組み込んでほしい。 そして、第3章の議会では、担当課が議会事務局となっているが、議会改革・活性化等に向けた検討を担当課のみで行うことに疑問がある。市民と議会とで意見の交換ができるような場が必要ではないか。 また、第4章の行政では、行財政改革の推進を挙げているが、何のためにこの改革を行うのかという視点を明確に持ってほしい。こちらに記されている「市民に必要なサービスを提供していくため」の改革なので、サービスの低下による達成では本末転倒である。目的と手段を間違えないように記述のとおりをお願いしたい。 今の御意見・御質問は3つあったと認識します。 まず1つ目が最初の赤字で表記された修正箇所は評
内山会長	
事務局（内田主査）	
内山会長	
A 委員	
内山会長	今の御意見・御質問は3つあったと認識します。 まず1つ目が最初の赤字で表記された修正箇所は評

	価するが、推進する項目についてはもっと明確にした方がよいのではないかということ。 2つ目が議会のところで、議会と市民との係わり合いについての御意見。 3つ目が行財政改革のところで、改革の目的を履き違えないように推進をしてほしいという御意見。 この3つの御意見について、何かございますか。
事務局（内田主査）	まず1つ目の御意見は第2章の市民の「環境を醸成する」という点を具体的にということによろしいでしょうか。
A 委員	そうです。
事務局（内田主査）	こちらにつきましては、推進計画の在り方に関わってくるかと思えます。この推進計画の方向性としましては、主に行政からの働きかけの手法について述べていくものであると考えています。 具体性をということになりますと、この審議会での審議を通じて、行政としての取り組みの在り方等を検討し、また、進捗状況を確認し、皆さんの意見を取り入れながら推進していくものと考えております。 したがって、推進計画では特別に具体性をもたせずにこのように表記したいと考えております。
A 委員	分かりました。
事務局（内田主査）	2つ目の議会の御意見につきましては、市民の皆様と議会とで情報を交換することは必要かと思えます。 しかし、二元代表制の制度を考えますと、市長の諮問機関が議会のことを具体的に検討するのは難しいと思います。 議会事務局を通じてそのような御意見が市民の皆様

	から挙がっているということを議会にお伝えしていくことによって、議会の御意見も伺えるかと思います。 こちらでは議会からいただいた回答でこのような記述となっていることに御理解いただければと思います。
A 委員	分かりました。
事務局（内田主査）	3つ目でございますが、選択と集中ということで市民サービスを低下させて何かを行うのではなく、より重要な施策に集中して資源を投下していくことになります。 質問3点については以上となります。
内山会長	ありがとうございました。 他に御意見はありますでしょうか。
A 委員	先ほど二元代表制のお話が出ましたけども、この制度の下では行政と議会お互いに意見するのは難しいと思う。 ですから、審議会という市民の立場から意見を伝えられる場があるということですね。そういった我々の立場で果たさなくてはならないことにも是非積極的に取り組んで頂きたいと思う。
内山会長	二元代表制については御説明が必要でしょうか。
A 委員	議会と行政ではお互いに干渉しにくいというところがありますよね。 したがって、審議会で市民の立場から双方へ意見するということが必要だと思う。
内山会長	お気持ちは分かります。 しかし、今の御意見の中でお互いに「言いづらい」という表現がありましたけれども、私の認識では、お互い

	に言いづらいのではなくて、お互いに「言えない」という立場だと認識している。 その中で、市民がどういう役割を果たしていくのかは私たちの取り組みの姿勢というところかと思う。 場合によっては、議会側にもこのような会議を設けていただくということがあってもよいのかもしれない。 しかし、これを三者一緒に同じ場所でとなると、相当困難になってくる。
A 委員	先ほどの私の話に戻りますが、議会改革に私たち市民が携わっていくことは可能なのかということを議会事務局と検討していただきたいと思っているのですが。
事務局（河野課長）	このまちづくり審議会は市長の設置した諮問機関という位置付けです。 二元代表制ということですので、市長の諮問機関が議会に対して意見するのでは流れがおかしくなります。 しかし、せっかくの御意見なので、議会事務局へお伝えさせていただきたいと思います。それに対してどのように判断するかについては、議会や議会事務局の判断とならざるを得ないというところです。 こちらからこうしてくれという話は、制度上できないということを意識していただきたいと思います。
A 委員	この審議会は市民参画条例によって構成されているもので、この条例については議会でも可決されているものである。議会、行政等の立場を超えたものだとは認識している。 今回このような意見が出たことは是非議会へお伝えしていただきたい。
B 委員	公式的に言えば、確かに権限のない話ですが、非公式な意見として伝えるということは可能だと思う。

内山会長	杓子定規で考えず、広い視野を持って審議するということは大事なことだと思う。それによって議会側が関心を示さないのならそれはそれでよいと思う。 もし、三者で意見交換をしたいのであれば、今の制度上、市民が発案し、双方に提案し、任意に出席してもらうという方法があるのではないかと思う。議会や行政で発案するのは相当難しい。 本日これからの議論にもありますが、サポーター制度等で行動を起こすのもよいのではないかと思う。 したがって、制度上のことを議論するのは相当難しいと思うので、御理解いただいてお話し合いをしていきたいと思う。
B 委員	市民がやれば必ずしも成功するわけではない。公式市民団体の会議を案内しても任意では議員さんは出席されない。発言に責任を持たなくてはならなくなるから出席しない。 そうではなくて、懇談というような案内にすると割と御出席いただけますし、会議ではないので率直な意見も伺える。 もしそのような機会を考えるとすれば、懇談という形にした方がよいと思う。
A 委員	第 2 章の市民でも「市民が意識的にまちづくりに関わっていけるよう、環境を醸成する必要がある」と書いていますから、どのような形であれ改革をするなら市民と意見を交換していく必要があると思う。
内山会長	将来に向けて議論を進めていきましょう。
A 委員	そうですね。

内山会長	白岡市自治基本条例推進計画（仮称）（案）については、いくつか御意見がございましたが、概ねこのようなかたちでよろしいですか。
出席委員	はい
内山会長	先ほど事務局から説明がありましたが、A 4 別紙の白岡市自治基本条例推進計画（案）に対する意見についてという資料があったかと思います。 縦書きの資料については、このような御意見があったということなので、議論しなくてよろしいですか。
C 委員	第 4 章の行政にあります、市民ニーズの的確な把握とは具体的にどのように行っていくのか、取り組みの方向性について私も同じく疑問に思います。
A 委員	前回の話だとアンケート位しかなかったですね。
内山会長	過去の議論の中にもありましたよね。アンケートや職員の出前口座やパブリックコメント等の種々の取り組みから市民のニーズを把握するということで捉えてよろしいかと思います。
事務局（内田主査）	こちらの御意見は漠然としているという御指摘かと思います。原案の趣旨を御説明いたしますと、第 5 次白岡市総合振興計画にも関係しておりまして、ここでは行政の責務という大きな表現をしております。 したがって、個別の具体的なアンケート等につきましては、参画と協働の制度の方で具体的に述べるのが自然かと思います。 まちづくりに関しましては、総合振興計画というもので理想像が掲げられております。こちらが市民も行政も議会も共有するまちづくりの指針ということになります。

A 委員	す。 こちらを適切に定めることによって、市民ニーズを反映させたまちづくりの指針が定められますので、ここではそういった意味で大きな表現をさせていただいております。 では、総合振興計画は市民ニーズを把握した上で作られているということですね。 この総合振興計画はどういったプロセスで作られたものですか。
事務局（内田主査）	この総合振興計画につきまして具体的に申しますと、資料に記載しているのは後期の基本計画になります。 そもそもの計画期間が平成 24 年度からの 10 年間でございまして、前半の 5 年間が前期基本計画、後半の 5 年間が後期基本計画となります。 策定に当たっては、企画政策課が担当いたします。 総合振興計画にも審議会がございまして、こちらの審議会と同じように市民の代表である公募委員さんや、知識、経験を有する方に委員を務めていただきます。 したがって、総合振興計画は審議をしながら策定していくということになります。 策定の過程では、市民の皆さんのニーズを把握していくことが当然必要となります。 具体的には担当課ではないので詳細を述べることはできませんが、市民の皆さんの御意見を取り入れながら策定していることは間違いありません。大まかにはそのような流れとなっております。
A 委員	本当に市民のニーズが反映されているのかという点には疑問が残る。 審議委員の中で、公募委員は何名いますか。

事務局（内田主査）	公募委員さんは３名ということで伺っています。
A 委員	２３名中３名というですか。 公務員が７～８割の審議会では本当に市民のニーズが反映されているとは言えないのではないかと。 そもそも審議会とは市民の意見を反映させる場所であるはずなのに、ほぼ公務員で作られている。 そこで決めたものが、果たして市民のニーズを的確に反映しているのかというと、そうではないと思う。 このようなところから改革していかないと、本当の意味で参画と協働のまちづくりは達成されないのではないかと思います。
C 委員	今おっしゃられたことはここで話すことではないと思う。それを否定してしまうと、今ここでやっていることも否定されてしまう。
A 委員	聞き流していただいてもよいのですが、疑問に思ったということです。
内山会長	今の御意見は議題２の市民参画計画のところで議論していきたいと思います。 その他に御意見はございますか。
B 委員	自治基本条例の第８条で、「行政は、市民の信頼にこたえるため、この条例の理念にのっとり、参画及び協働による行政運営に努めるものとする」と書かれている。 したがって、担当課ごとにどの程度努めたのか、あるいは努めなかったのか、そういったことがひと目で分かるようにしていただきたい。
内山会長	今の御意見は、自治基本条例の第８条で定められている行政の責務がどの程度進められたかということです

B 委員	ね。 そうです。
内山会長	計画がどの程度達成できたのか、または、どうして達成できなかったのかを検証し、それを次年度に反映するようにしないと発展性がないわけですよね。そのようなところまで含めて、次の議題の市民参画計画で議論したいと思います。 第4章の行政については様々な御意見をいただきましたが、第5章の参画及び協働についてはいかがでしょうか。
A 委員	第4章ですが、総合振興計画を作って行政評価をチェックということですが、行政評価を実施というのは理解しがたいところがあるのですが御説明いただけますか。
事務局（内田主査）	行政評価につきましては、こちらも企画政策課で担当しておりますが、自己評価のツールであると考えています。 自己評価をして、それと共にその評価を公表して、理想とすれば市民の皆様に御意見をいただいて、事業を評価をして、次年度の予算付けまでのサイクルを回していくのが理想像だと考えています。そこに辿り着くために、現在試行的に行政評価の在り方のかたちを変えて実施しているところであります。 現実を申しますと、予算編成が秋ごろから始まるので、実効性のある行政評価にするには時間的にかなり難しい面がございます。 総合振興計画実施計画に記載されました各政策を支える事業につきまして、施策全体あるいは中心的事業というものを評価し、次年度の予算までつなげるという理

	想を目指しているところです。
A 委員	これは確かに難しいのですが、プラン・ドゥ・チェックを独りよがりで行われては困ります。
B 委員	総合振興計画に携わったという経緯もありますので申し上げますと、行政評価の制度はよくできており、きちっとした評価をやれていると思っている。 しかし、総合振興計画を策定した時点では、自治基本条例がまだ制定されていなかった。せっかく制定されたのだから、この条例に沿って考えられたら良かったかなと思う。 総合振興計画は評価の方法も含めてある程度決められていて秩序立っているので、地域振興課から自治基本条例に沿った方法も打診していただきたい。それが予算付けにつながるかどうかは別として、行政の在り方としてその評価基準が加えられると変わってくると思う。
A 委員	最終的にはやはり市民及び議会がその内容について承知しないといけない。 企業やその他の組織だと必ず監査委員会がある。事業を実施している主体とは別の主体が監査している。実施した主体が自ら行った評価では明確になされているのかどうか理解できない点がある。 行政評価というたった４文字だが、私は懸念をもった。評価を行政自体がやるにしても、その結果を関わっている市民と議会が最終的にはチェックできるシステムが必要だと思う。
B 委員	そのような意味では、アンケートを実施したりして行っている。行政評価に対する市民の目は厳しい。 行政の方もそれなりに御存知であって、そういう前提で作られているので、それなりに努力されているのだと

内山会長	思う。 行政評価の御意見がありましたが、私はその一部の行政改革推進市民会議というものを担当している。 この項目、この事業はどのレベルまで進んでいるのかを1～5までの評価点を付けて評価をするのだが、かなりシビアに行っている。正確な項目数は思い出せないが、相当多くの事業を評価している。 それによると、先日の報告の中では、80％程度は予定通り実行できているという結果になっている。残りの20％は、少し遅れている部分とか、ほんのいくつかは達成不可能といったこともあるが、大部分は展開がうまく進んでいる。 過去の事例を申し上げれば、相当多くの予算を繰り延べしたり、あるいは削減したり、削除したり、そのようなことを行いながらこの数年間をやりくりしてきた。 その結果が今回の図書館機能をもった生涯学習施設の設立等に結び付いている。 一生懸命行っているが、市民の目に見える形で評価した結果を公表するといったことが必要なのかもしれない。
A 委員	全くそのとおりです。 行政はいろんなことを行っているわけだが、何をどういう手順でやったかということを常にいろんな形で市民に公開していかなければならない。求められれば情報公開等にも関わるが、速やかに公開して行政の透明性を図るということが必要だと思う。 その中で市民の理解を得ながら、行政としてやるべきことを進めていくのがよいと思う。 また、施策を形成する過程でも常に市民の意見を積極的に吸い上げる努力が必要だと思う。リーダーシップも必要だが、独りよがりになっても困る。

	例えば、市長がこんなことをやりたいと言ったときに、それに対して市民の反応できる場所を作るとか、希望を吸い上げる機会を設けてもらいたい。大きな施策であればあるほど途中経過が大事だと思う。
内山会長	第5次総合振興計画の行政評価は、具体的にどのようにされているか御存知ですか。
事務局（内田主査）	総合振興計画は8つの分野に分かれており、その下に様々な施策がぶら下がっています。 行政評価につきましては、施策毎に評価するようになっておりまして、その施策を構成する事業の中で主に中心となるものについて評価をしております。
内山会長	その結果が市民の元に届くのはいつ、どのようなかたちですか。
事務局（内田主査）	先ほど試行的に実行していると申し上げましたが、その在り方が定まっていないということもあり、まだ公表には至っておりません。
内山会長	自己評価の域ということですね。
事務局（内田主査）	はい。
内山会長	是非市民の目に届くように進めていただきたいと思います。 次に進めます。 第5章の参画及び協働について御意見はございますか。 では、私の方で読み上げます。 11ページの参画と協働のまちづくり審議会における審議が加えられました。

A 委員	こちらにも抽象的な記載となっていますので、具体的な展開については参画条例とかそういったものを参照しながらやっていくということになりますかね。 「市民活動に資する情報を収集し、又は発信する場所」についての審議を踏まえながら、その検討を進めますとあるが、こちらがこの審議会が一番大きなテーマになると認識している。 意見書の中にもあるように、具体的には市民活動サポートセンターをこの審議会でもどのように検討して結論を得るかだと思う。今後のスケジュールも掲示板にありるので、是非この点を重点的に検討させていただきたい。
内山会長	掲示板を御覧になったことがある方はいらっしゃいますか。 私は前々回の会議の後にはびすに行き、参画条例という掲示板とはどれですかと受付で伺ったが、受付の方は御存知なかった。社会福祉協議会の方ににそのようなものはありますかと尋ねて初めて場所を把握したという状況だった。 私も拝見したが、残念ながら市民団体あるいは個人からの情報を発するものは何もなく、市がN P Oの活動の手法についてP Rするような内容のものを掲示しただけだった。 その掲示板の下ところに萎れたA 4サイズの紙が何枚か入っているが、それは掲示板に掲示をしたい人が申請をするための用紙だった。あのような状態の掲示板というのは本来の趣旨を全うする掲示板ではないと感じた。 そのことも含めて、掲示板、サポーター制度、そのようなものをどのようにして進めるかを具体的に議論しなくてはならないのではないかと感じた。

A 委員	第 5 章参画及び協働について何か御意見はございますか。 意見書の方になりますが、市民参画を進めるためとあるように、この参画ということがとても重要だと思う。 参画、つまり計画段階から参加をするということである。 それを実現する手段が市民提案制度やサポーター制度、あるいは掲示板といくつか出ているが、果たしてどれだけ実効性があるのかというと非常に疑問だ。 各部局に様々な審議会があると思うが、そういった場所にどんどん市民が入って意見を述べればよいと思う。 参画への近道は、市民委員がもっと審議に加わり意見を出してもらうのが効果的だと思うので、先ほど現在の審議会のあり方はどうなのかという話をさせていただいた。 果たして現在の審議会が本当に市民のニーズを吸い上げる働きをしているのかどうか今一度見直す必要があるのではないかと思います。 実態と形がありますが、そういうことを実現する形を成しているのかどうかと申し上げたい。 市民が委員となるときは、推薦委員と条件を同じくするべきだ。公募委員は兼職してはいけないが、推薦委員はいくら兼職してもよいというのはおかしい。 何故そんな条件を付けるのか理由を教えてください。
B 委員	団体推薦というものはありませんよね。 知識を有する方が団体の中にいらっしゃるというだけで、団体の推薦ではないはずです。 知識を有しているからお願いしているわけで、団体ではなく個人で出ているはずです。
A 委員	人数で制限をかけたり兼職を禁止したりして、手を挙

	げて参加しようとしている公募委員を排除しようとしている。 意識の高い方は様々なことに興味を持っているのに、そういった差別は矛盾していると思う。市民が参画する上で真逆なことだと思う。 この意見書は私が書きましたが、審議会委員の定員の半分を公募委員としたり、公募も推薦も同一条件にしたり、論文提出の可否を同一条件にしたりということを考えていただかないと、市民に対してだけの差別はおかしいと思う。 また、新しい提案だが、裁判員制度のように無作為抽出にするとか、何か工夫をしないと参画を実現するのは難しいと思う。
B 委員	できたら各種委員会委員の兼職は原則禁止くらいにしないといけないと思う。多い人では10以上も兼職しているなんて異常だと思う。いくつ以上は禁止ということをしてしないと特定の人ばかりが出ている実態がある。
A 委員	私とB委員はまち・ひと・しごとの審議会委員に応募した際に、当時まだこちらの審議会活動は何も始まっていなかったのにもかかわらず、兼職予定だからだめだと断られた。
B 委員	ですから、私は原則禁止にすべきだと思う。
事務局（野口部長）	貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。兼職については議会の一般質問でもいただきまして、お答えいたしたところでございます。 市民の皆様の中には多くの意見をお持ちの方もいらっしゃると思います。 我々としても様々な方を知る必要があると思います。街に出て、様々な会合で様々なお話をさせていただい

A 委員	て、あの方であればお願いできるのではないかというネットワークを作る必要があると感じております。 本日のような会議はまさに皆様方を知ることができる機会でありますので、今後特定の方だけではなく、より多くの方に、また、お若い方にも参加していただけるよう工夫を凝らしていきたいと考えております。 今シニア革命という動きがある。 生活や仕事が忙しいと関心の持ちようがないが、現役の方は忙しくて出てこられない。 シニアとは65歳以上という定義のようだが、この層は比較的時間の余裕があり、関心も高い。 こういう人を吸い上げて、市民社会を活性化するために使わなくてはだめだと思う。 そのための仕組みを作らなくてはならない。 仕組みとは、行政があなたやってくださいというのではなく、本人がやりたがって出てくるような環境を作ることだ。審議委員の問題も同じで、兼職しているからだめなど、やる気を失くさせる最たるものだと思う。意見書の内容は参画の有効な手段ですから是非真剣に検討していただきたい。
内山会長	シニアのパワーを活用するということですか。
A 委員	是非活用していただきたい。市民委員としてどんどん吸収していただいて施策に生かしていただきたい。
事務局（野口部長）	日本全国あるいは世界で活躍してきた方はいろんな知識経験をお持ちでいらっしゃいます。ですから、そういったお力を地域の活性化発展に生かしていただきたいと思っております。 先ほども申しましたように、様々な方を我々が知る必要があると思いますし、遠慮なく傍聴にもおいでいただ

内山会長	けるような工夫をしていかななくてはならないと思います。 お時間も迫ってまいりました。 推進計画についての議論はここまでということでしょうか。 次の議題に入りたいと思います。御協力お願いします。 (2) 市民参画計画について
内山会長	では、(2) 市民参画計画について説明をお願いします。
事務局（森島主任）	事務局説明から資料2に基づき、説明がなされた。
内山会長	（質疑） 数字を見ると残念に思いますが、皆さんの御意見等あればお伺いしたいと思います。 パブリックコメントなんて12件あって、寄せられた意見0件というのが大部分ですよね。50%が0件、40%が1件という状況ですね。
B 委員	公募についても募集人数を応募人数が満たしていませんね。
内山会長	公募している、あるいは傍聴可能となっても、なかなか市民のレベルでは理解できないですね。いつ、どこでそういう会議があって、傍聴できるのかどうか分からない。せっかくそのような場があるのだから分かるようにしてほしいですね。
A 委員	工夫が必要ですね。 市役所のホームページを見ればよいと言われてもな

B 委員	かなかそこまでやる人はいない。よっぽど関心のレベルが高く意識が高い人だ。何か工夫してほしい。 まち・ひと・しごと創生会議では、共通の合言葉で「コラボレーション」という言葉が使われているようですね。 コラボレーションという言葉は元々日本語にはなくて、和訳したものが協働ですよね。いつの間にかまた元に戻ってしまったのかどうかお聞きしたい。 元々は「共に働く」と略していたんですよ。ですから、我々はあえてコラボレーションではなく、「協働とまちづくり」としたという経緯があったので気になった。 また、ひと・まち・しごとの方ではその他に協働という言葉を使っていて、コラボレーションとは違う意味で使われているような気がしてならない。とても気になっているのでお聞きしたい。
事務局（野口部長）	言語、言葉というのは非常に大事だと思ういます。元の意味をしっかりと確認した上で用いないと変な方向で使われてしまう。
A 委員	イメージで使われては困る。
B 委員	せっかくこのような経緯で使われている言葉だが、それをまち・ひと・しごとでは知らないのかもしれない。 「コラボレーション」という言葉は世間一般で使われているが、皆で分かりやすく、運動として定着するためにも「協働」という言葉を使ってきた。このような経緯があるので疑問に思う。
事務局（野口部長）	一つ申し上げておきたいのは、皆様方がここに至るまで参画と協働を御審議いただいて、白岡は三つの条例をもつまでに至ったわけです。したがって、その主旨は

	様々な各種事業に根付いて生きておりますので、そこだけは申し上げておきたいと思います。
B 委員	分かっております。
事務局（野口部長）	ただ、言葉の用い方は注意しないといけないと思います。
B 委員	そうですね。 また、あまり調べていないのですが、どういう経緯でコラボレーションという言葉が使われるようになったのでしょうか。
A 委員	イメージで使われるようになったのではないですか。 協働についてはどうもはっきりしない。協働とは何かということをはっきり捉えておく必要があると思う。 それぞれ自分の都合のよいように解釈しているので、共通認識をもって、それに邁進するかたちでお願いしたい。
事務局（野口部長）	そうですね。 平成２８年度においては、まだまだ多くの市民の方が協働とは何だとおっしゃると思います。 ５万２千人の市民の方が、そういうことか、では我々が少し考えてみようかなと行動に移していただけるような手法を考えなくてはいけないと感じております。 当審議会ですらいろいろ御審議いただいてベクトルを定めていただければありがたいと思っております。
B 委員	もう１つよろしいですか。 子育てガイドブックというものがあると思いますが、あれは白岡市とどこかの企業の協働事業ですか。

事務局（野口部長）	そちらは経済活動の一環だと思います。 広告を作ったり資料を作ったりする企業の方が地元の企業や周辺の企業にお声掛けして御賛同いただき、自治体のパンフレットを作るというものですよね。
B 委員	市は全く関係ないのですか。
野口部長	もちろんそこに調整等が入ります。 例えば、市民生活ガイド等が挙げられると思います。広告会社が企業さんに出向いて、こういう企画があるのですが賛同していただけないでしょうかとお話するわけです。 広告が出るのであればやりましょうということで賛同していただけた企業さんからの資金を元に、市民の皆さん向けの市民ガイドブック等を作成するということですね。
B 委員	大変よいものだと思う。 そういうものも協働のあり方としてよいと思う。
野口部長	いわゆるコラボですね。
B 委員	そうですね。協働事業ですね。
A 委員	例えば他に考えられるのは、総合運動場に企業の名前を付けて、〇〇運動公園などとする方法だと思います。 企業は企業活動という目的があるので、これも協働と考えられる。言葉遊びと捉えるのではなくて、そういったところまで行政も考えて協働事業だという認識を持っていただきたい。 協働事業の目標値もありましたよね。そういったところも考えて、このような広告も協働事業だと認定していただきたい。

	認定委員会などを作ってはいかがでしょうか。そこでこれは協働事業だとなれば、正々堂々とこれは白岡市と民間企業との協働事業ですとか、民間同士の協働事業ですとか、そういった主張ができる。「協働」が市民の目に触れて身近なものになれば認識が高まって関心も高まると思う。
内山会長	まだまだ議論の必要性は感じました。 次に、平成２８年度市民参画計画（案）についての説明をお願いします。
事務局（森島主任）	事務局説明から資料３に基づき、説明がなされた。
内山会長	（質疑） 何か御意見はございますか。
B 委員	市民参画計画（その他の実施予定）が今のところ無いというのは問題だと思います。
事務局（河野課長）	こちらはその他の枠ですので、シンポジウムのような市民説明会でもなく市民アンケートでもないものが入る枠になります。
B 委員	これがたくさん出てくるようになるとよいなと思います。 実用性を考えると今は市民も含めてまだそのような段階に至っていないと感じる。先頭に立って、我々が考えなくてはいけないと思う。
A 委員	市民側の意識の問題ももちろんあるが、先ほども申したとおり、シニアはこういった問題について非常に関心が高い。 したがって、シニアにターゲットを絞る必要がある。

内山会長	マーケティングもそうですよね。この分野が売れそう だ、有効だと感じたら集中的にやる。そういう工夫を していますか。 こういう問題についてはシニアが強い関心を持っ ているので、その辺りにターゲットを絞った広報活動をし なくてはならない。是非真剣に検討していただきたいと 思います。
事務局（河野課長）	他に何かございますか。 確かにシニア層、経験を積まれてきた方からはよい意 見が出ると思います。 しかし、市民の方は様々な年齢の方がいらっしゃいま す。 したがって、こういった会議においては、出席ができ るターゲットを絞るということは避けるべきかと思っ ています。 また、若年層においてはアンケートを用いたり、どの ように意見を吸い上げるかという工夫をしなくてはい けないと思っています。インターネットですとか様々な メディアがありますので、そういった手法で若年層の意 見を吸い上げることも必要なのかなと思います。
A 委員	一律にというわけではなく、きめ細やかにという話に なる。我々も要求ばかりで申し訳ないが、効果を上げる には1つも2つも工夫しなくてはなかなか結果は出な い。
内山会長	是非、前向きに検討をお願いします。 5時を経過しましたが、もうしばらくだけお付き合 いいただきたいと思います。 (3) 今後のスケジュール（案）について

内山会長	では、(3) 今後のスケジュール（案）について説明をお願いします。
事務局（内田主査）	事務局説明から資料４に基づき、説明がなされた。
内山会長	時間が定刻を回ってしまい、大変失礼いたしました。 本日用意された３つの議題については以上とさせていただきます。
内山会長	(4) その他 最後４つ目のその他の議題については何かございますか。
事務局（内田主査）	本日お配りした会議録でございますが、内容を御確認いただきまして、修正等がございましたら４月８日（金）を目安に御意見頂戴できればと考えております。よろしくをお願いします。
事務局（森島主任）	本日の費用弁償につきましては、人が変わる関係で不透明ではございますが、４月２７日にお支払いを予定しております。
内山会長	事務局にお返しします。
事務局（河野課長）	４ 閉会 大変お疲れ様でございました。貴重な御意見、誠にありがとうございます。 これをもちまして閉会とさせていただきます。

議事の内容・概要を記載し、その相違なきを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日